

5月臨時会から6月定例会にかけて議会運営の反省に関する決議を行うため本案を提出する。

令和7年6月24日

|       |         |         |
|-------|---------|---------|
| 提 出 者 | 飯塚市議会議員 | 川 上 直 喜 |
| 賛 成 者 | 飯塚市議会議員 | 吉 松 信 之 |
|       | 〃       | 鯉 川 信 二 |
|       | 〃       | 秀 村 長 利 |
|       | 〃       | 坂 平 末 雄 |
|       | 〃       | 道 祖 満   |

## 5 月臨時会から 6 月定例会にかけた議会運営の反省に関する決議（案）

飯塚市議会では 5 月臨時会から 6 月定例会にかけて議会運営を誤り、議長が閉会中の 6 月 6 日に選任した議会運営委員会と 4 つの常任委員会は正副委員長すら選出できないまま、事実上、機能を停止している。議会運営委員会は成立の見通しがなく、市長提出議案の審査について常任委員会への付託を省略したほか、議会選出各種委員等の調整も行えない事態を迎えている。我々は、地方自治の停滞を招き、市民の信頼を失うに至った事態を厳しく反省し、地方自治の原点に立ち返らなければならない。

議会運営委員会委員と常任委員会委員の選任については、5 月臨時会では調整に成功せず自然閉会となった経過があるとはいえ、6 月 5 日の議会運営委員会では 6 月定例会における議案付託までに常任委員会委員が選任できていない時は、委員会条例に基づいて後任が選任できるまでは現行の委員会体制で対応することで合意に達していた。

しかるに翌日 6 月 6 日 17 時 25 分、議長は全員を指名した所属一覧表を議会事務局長に命令し LINE ワークスにお知らせ文書とともに掲載し、直ちに議会運営委員会を招集した。この行為については、多年にわたる民主的な議会運営の集約である飯塚市議会の先例を議長が守らず、市議会委員会条例の規定の立法趣旨を無視したものであることが、6 月定例会初日の 6 月 12 日に行われた議長に対する緊急質問の中で明らかとなった。辞職勧告決議採択の後、出席催告を経て議員 10 人の少数出席で本会議を開催したことは、出席のための調整をせず今回の委員選任の報告を優先したものである。辞職勧告決議案の質疑と討論では、議長直撃インタビューとした YouTube 番組において、議長が議員の個人としての誤った見解を述べていたことも厳しく指摘された。これらの背景に、議長自身による議長辞職と議長選挙をめぐる不透明な約束があったことも明らかになった。

これらの行為を議長は深く反省するとともに、議会運営委員会と常任委員会の委員選任等について、下記の 5 点に関して、本来、発言し責任を明らかにすべきところである。

そもそも、地方自治の本旨は住民福祉の増進を図ることにあり、議会は地方公共団体の重要な意思決定に関する事件を議決し、並びに検査及び調査その他の権限を行使し、議員は住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない。議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する立場にあり、公正で民主的な議会運営が求められるのは当然である。飯塚市議会はこの際、5 月臨時会から 6 月定例会にかけた議会運営の誤りを深く反省し、市民に謝罪するとともに、今回の教訓に学び地方自治法及び関係法令を遵守し、多年にわたる民主的な議会運営の集約である先例を尊重し、議長の行為によってかかる事態が再び起こることのないよう決意を表明する。

## 記

- 1 閉会中の全員選任は立法趣旨に反する、議員が出席せず議案審査がされない事態が生じるとの指摘を全国市議会議長会から 2 回受け取ったが、代表者会議と議会運営委員会に諮らず実行したこと。
- 2 6 月 5 日の議会運営委員会の合意を蔑ろにしたこと。

- 3 出席催告後とはいえ少人数の開議の前に行うべき調整を放棄したこと。
- 4 先例・申し合わせを尊重し会派・議員との協議と合意形成へさらに努力すべきであったこと。
- 5 議長直撃インタビューに登場し議員個人として誤った見解を発信したこと。

以上、決議する。

飯 塚 市 議 会